

第3期湧別町地域福祉計画（案）

《計画期間：令和8年度～令和12年度》

湧 別 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉計画とは	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の位置付け	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 湧別町の概況	5
2. 人口等の状況	6
3. 高齢者の状況	9
4. 障がい者の状況	11
5. 子どもの状況	13
6. ひとり親家庭の状況	14
7. 生活困窮者の状況	14
8. 自治会の状況	15
9. ボランティア・NPO法人の状況	15

第3章 第2期計画の取り組みと評価

第4章 基本理念と目標

1. 基本理念	22
2. 計画の目標	23
3. SDGsを踏まえた計画の推進	24
4. 計画の体系図	26

第5章 施策の実現に向けて

1. 基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり	31
2. 基本目標2 とともに支え合うまちづくり	35
3. 基本目標3 いきいきと自立した生活を送ることができる まちづくり	38

【4（2）湧別町成年後見制度利用促進基本計画 44】

【5 湧別町再犯防止推進計画 46】

4. 基本目標 4 安心して生活できるまちづくり	48
--------------------------	----

【資料】

1. 湧別町保健医療福祉協議会委員名簿	49
2. 地域福祉部会構成委員名簿	50
3. 湧別町保健医療福祉協議会への諮問	51
4. 湧別町地域福祉計画（素案）に対する意見応募実施結果	52
5. 湧別町保健医療福祉協議会への答申	53
6. 湧別町保健医療福祉協議会計画策定審議経過について	54
7. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例	55
8. 湧別町保健医療福祉協議会設置条例施行規則	57

第1章 計画策定にあたって

1. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める総括的な計画として、市町村が策定する計画です。

この計画は、

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

を盛り込み、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることと定められています。

また、保健福祉分野における「高齢者」、「障がい者」、「子ども」、「健康づくり」、「食育」の個別計画と整合性を図るとともに、これらの計画を総合的に推進し、地域で支援を必要とする方々の生活を支えていくことを目指します。

2. 計画策定の趣旨

近年、少子化や高齢化、核家族化、人口減少の進行に伴い、家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域住民相互のつながりが希薄化する一方で、福祉ニーズは多様化・複雑化し、その結果、地域の中で支援を必要とする方が増加しています。このような状況の中、行政によるサービス提供だけで対応することが困難な課題も増えつつあり、地域全体で支え合う仕組みや住民同士のつながりを強化することが求められています。

本町では、高齢者、障がいのある方、子どもといった対象者ごとの施策を展開するとともに、健康づくりや健全な食生活の推進に向けた食育施策にも取り組んでいます。また、地域住民やボランティア、NPO法人などによる活動に加え、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などが地域における相談・支援活動を積極的に行っています。しかし、子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も誰もが安心して

自立した日常生活を送ることができる環境を整えるためには、地域福祉に関わる全ての方が一体となり、共に支え合い、助け合う地域づくりが必要です。

本計画は、地域に暮らす全ての方が互いに認め合い、支え合いながら共に生きる「地域共生社会」の実現を目指します。地域の実情や課題を踏まえた施策や取り組みを明らかにし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民・地域団体・福祉関係者・行政など、多様な主体が協働し、地域福祉を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、「地域福祉計画」を策定するものです。

本町では、「第2期湧別町地域福祉計画」に基づき、住民・事業者・行政が一体となり、めざすべき地域社会の実現に向けた施策を進めてきました。同計画が令和7年度で終了となることから見直しを図り、生活課題の多様化や福祉関連制度の変革による新たな課題に取り組むため、ここに「第3期湧別町地域福祉計画」を策定します。

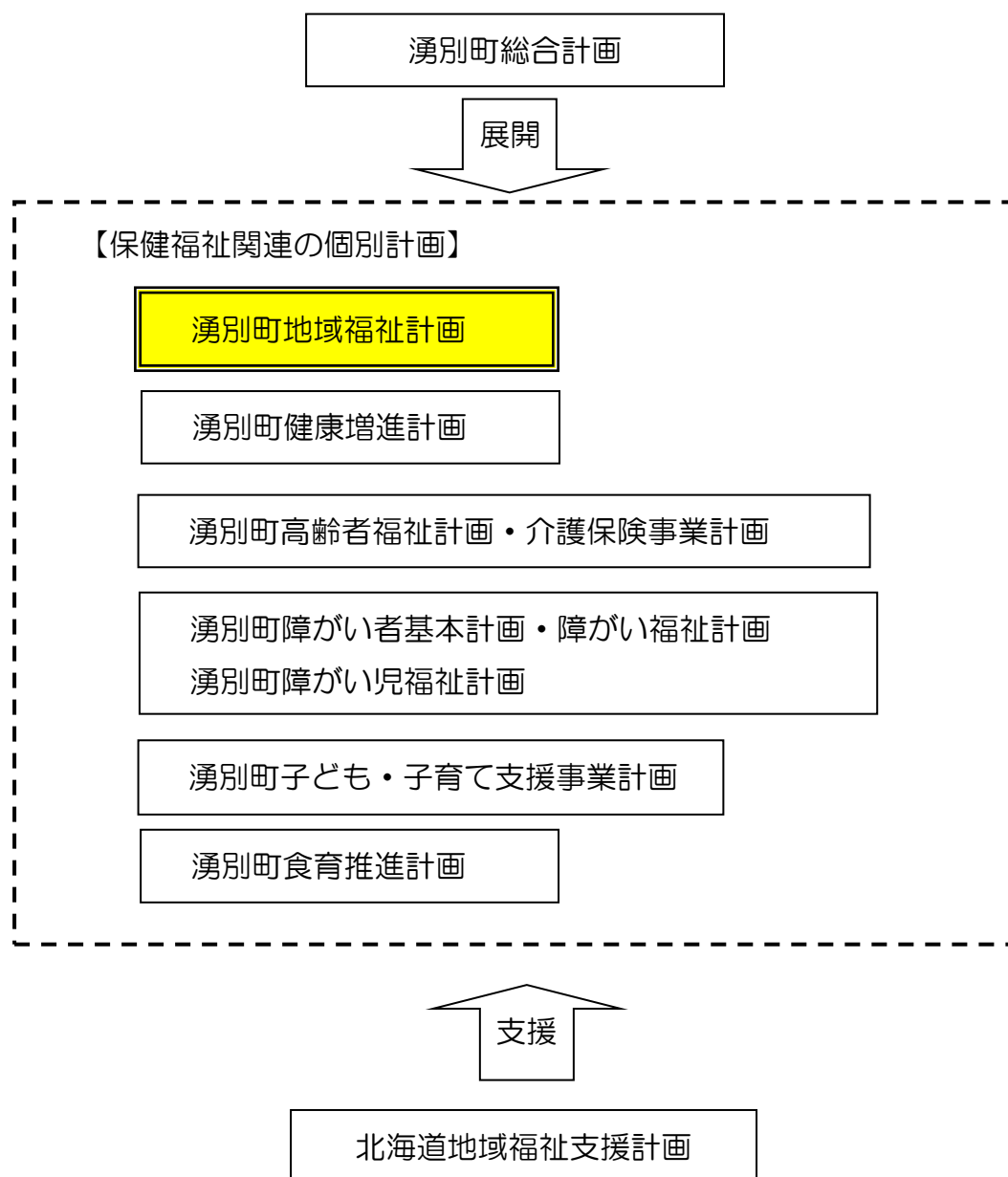
また、今回の見直しにあたり、本町の最上位計画である「第3期湧別町総合計画」が目指す「誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて、地域福祉分野を中心とした施策と方向性を明らかにします。

3. 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第4条に規定する『地域福祉の推進』を図るため、同法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、町の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、最上位計画となる「湧別町総合計画」に盛り込まれた関連施策や、保健福祉関連の個別計画と整合性を図りながら、地域福祉の向上を目指すものです。

なお、今回の計画には、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、「地方再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して位置付けします。



4. 計画の期間

この計画の期間は令和8年度から令和12年度まで5年間とします。なお、社会状況等の変化に応じて計画の変更が必要になった場合には、随時見直すこととします。

年 度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
各種計画								
湧別町総合計画		R 4 ~ R 13						
湧別町保健医療福祉個別計画	地域福祉計画	R 3 ~ R 7	R 8 ~ R 12					
	健康増進計画	R 6 ~ R 17						
	高齢者福祉計画 介護保険事業計画	R 6 ~ R 8		R 9 ~ R 11			R 12 ~ R 14	
	障がい者福祉計画	R 6 ~ R 8		R 9 ~ R 11			R 12 ~ R 14	
	子ども・子育て 支援事業計画	~ R 6	R 7 ~ R 11					R 12 ~ R 16
	食育推進計画	R 3 ~ R 7	R 8 ~ R 12					

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、湧別町保健医療福祉協議会の中に、識見を有する者及び公募による者で構成する「地域福祉部会」を設置し、個別の福祉施策（保健医療施策、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、児童福祉施策）の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 湧別町の概況

(1) 位置・地勢

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク海に面し、オホーツク総合振興局管内のほぼ中央に位置し、行政境界は東が北見市と佐呂間町、南は遠軽町、西は紋別市に隣接しています。

湧別町の総面積は505.79km²であり、これは北海道内自治体平均面積438km²を上回り、全179自治体中66番目の広さです。また、オホーツク総合振興局管内自治体平均面積594km²を下回り、全18自治体中9番目の広さであり、全道的にも管内的にも平均的な面積を有しています。

地勢は、北海道の背骨である北大雪山域からオホーツク海へと流れる湧別川が形成した湧別原野、国内3番目の面積を誇るサロマ湖に注ぐ河川群が形成した平野部と上流の丘陵産地、シブノツナイ湖に注ぐ河川が形成したシブノツナイ原野と上流の山地により構成されています。

平野部の標高は50m以下と低く平坦であり、サロマ湖とシブノツナイ湖の河畔周辺はゼロ海拔に近く、一部は湿地となっています。

各河川の上流部に位置する山地の標高もおおむね400m以下と低く、山容もなだらかです。オホーツク海の海岸線は、岩礁や岩場地形はなく、低く広い砂浜が直線的に東西へ延び、冬期間は流氷接岸地帯となります。

(2) 沿革

湧別町の歴史は、明治15年にこの地域で近代農業を行うため開拓の鍬が湧別川河口付近で下ろされたことにはじまります。明治30年には北辺の警備と開拓の任務をもった湧別屯田兵399人が家族を伴って入植し、湧別川流域に広がる湧別原野の開拓が本格的に進みました。この年、湧別村戸長役場が旧湧別町に設置されましたが、明治39年に戸長役場が廃止され、2級町村制の施行により湧別村役場を設置しました。明治43年には戸数の増大に伴い下湧別村（旧湧別町）と上湧別村（旧上湧別町）に分村し、昭和28年町制施行によりそれぞれの村は湧別町と上湧別町に改称されますが、平成21年に100年の時を経て再び一つの町として歩むこととなりました。

2. 人口等の状況

(1) 人口・世帯数

令和2年国勢調査における湧別町の人口は、8,270人、世帯数は3,692世帯で、平成27年国勢調査と比較すると、5年間で人口が961人、世帯数が169世帯の減少となっており、人口減少が続いている状況です。また、令和7年3月31日時点の住民基本台帳における人口は7,854人と、416人減少しており、一方、世帯数は353世帯増加しているように見えますが、国勢調査では特別養護老人ホームなどを一世帯と捉えているのに対して、住民基本台帳上では入所者の単身世帯などとなっているため、実質、世帯数も減少している状況にあります。

(単位：人、世帯)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
総人口	10,758	10,041	9,231	8,270	7,854
総世帯	4,125	4,010	3,861	3,692	4,045

資料：総務省「国勢調査」の数値。

令和6年度数値は住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

(2) 年齢別人口

年齢別では、令和2年国勢調査における年少人口（0～14歳）が9.4%、高齢者人口（65歳以上）が39.3%で、北海道全体（高齢者人口33.1%）と比較しても高齢化が進んでいるといえます。令和7年3月31日時点では年少人口が8.6%、高齢者人口が39.8%となっていて、少子・高齢化が進んでおり、今後も進行することが予想されます。

(単位：人)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
総人口	10,758	10,041	9,231	8,270	7,854
0～14歳	1,464	1,226	793	781	677
15～64歳	6,115	5,582	4,415	4,243	4,053
65歳以上	3,179	3,233	3,335	3,246	3,124

資料：総務省「国勢調査」の数値。

令和6年度数値は住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

【年齢別・自治会別世帯数・人口】

●湧別地区

(単位：世帯、人、%)

自治会名	世帯数	人 口				
		総 数	0～14 歳 の割合	15～64 歳 の割合	65 歳以上 の割合	75 歳以上
港 町	53	131	6.1	55.7	38.2	48.0
曙 町	119	220	9.6	53.6	36.8	61.7
緑 町	123	208	8.2	52.9	38.9	51.9
栄 町	340	576	9.2	61.5	29.3	52.7
錦 町	361	740	10.1	55.7	34.2	56.5
川 西	44	104	10.6	42.3	47.1	53.1
信部内	33	79	7.6	49.4	43.0	50.0
緑 蔭	1	2	0	100	0	0
登栄床	122	436	11.2	58.3	30.5	45.9
東	200	351	5.7	47.3	47.0	69.7
福 島	9	17	0	17.6	82.4	50.0
芭 露	219	432	9.9	46.1	44.0	57.4
上芭露	46	83	9.6	47.0	43.4	72.3
東芭露	9	18	5.6	50.0	44.4	50.0
西芭露	12	28	7.1	39.3	53.6	53.3
志撫子	21	46	2.2	47.8	50.0	39.1
計呂地	84	153	12.4	54.9	32.7	64.0
小 計	1,796	3,624	7.4	51.7	40.9	51.5

資料：住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

●上湧別地区

(単位：世帯、人、%)

自治会名	世帯数	人 口				
		総 数	0～14 歳 の割合	15～64 歳 の割合	65 歳以上 の割合	75 歳以上
旭	15	37	18.9	54.1	27.0	50.0
五の三	89	210	8.1	50.5	41.4	47.1
中湧別東町	231	438	8.7	50.0	41.3	54.1
中湧別北町	383	637	8.5	55.4	36.1	59.6
中湧別中町	99	152	6.6	43.4	50.0	75.0
中湧別南町	318	619	9.8	53.5	36.7	65.2
五の一	210	395	5.1	48.6	46.3	56.8
屯田市街地	521	913	7.7	45.8	46.5	68.5
四の三	49	105	4.7	48.6	46.7	53.1
四の二	57	138	7.3	39.1	53.6	54.1
四の一	32	88	9.1	44.3	46.6	61.1
開 盛	169	329	6.7	53.5	39.8	61.8
富 美	55	121	14.1	51.2	34.7	47.6
上富美	10	22	9.1	63.6	27.3	50.0
札富美	11	26	7.7	50.0	42.3	36.4
小 計	2,249	4,230	8.8	50.1	41.1	56.0
合 計	4,045	7,854	8.6	51.6	39.8	59.0

資料：住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

3. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

高齢者の人口は、令和7年3月末では3,124人で減少傾向にありますが、高齢化率は39.8%と高い水準となっており、約2.5人に1人が高齢者となっています。

【高齢者の人口】

(単位：人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数 (A)	8,414	8,214	8,034	7,896	7,854
高齢者人口 (B)	3,291	3,241	3,181	3,147	3,124
高齢化率 (B/A)	39.1	39.5	39.6	39.9	39.8

資料：住民基本台帳（各年度の数値は年度末現在） ※高齢者人口：65歳以上

(2) 老人クラブの状況

老人クラブの会員数は令和6年度で463人であり、令和2年度に比べ189人減少しています。また、クラブ数も減少しています。

【老人クラブの状況】

(単位：人、クラブ)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会 員 数	652	574	544	482	463
クラブ数	24	23	20	20	19

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

（３）要介護の状況

令和６年度の要介護・要支援認定者数は６６２人で、ほぼ横ばいで推移しています。

【要介護認定者数】

（単位：人）

区 分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
要支援	１	93	76	81	88	66
	２	65	79	87	81	90
要介護	１	111	109	104	113	122
	２	112	118	103	106	106
	３	89	94	80	75	84
	４	105	90	102	120	122
	５	89	86	84	73	72
合 計		664	652	641	656	662

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

4. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者

「身体障害者手帳」交付者は減少傾向にあり、令和6年度で449人、令和2年度に比べ80人減少しています。

【身体障害者手帳交付者数（等級別）】

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 級	141	138	134	124	119
2 級	54	57	58	53	51
3 級	104	99	96	87	83
4 級	148	144	144	142	137
5 級	38	38	37	38	39
6 級	20	17	16	18	19
合 計	505	491	485	462	448

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

(2) 知的障がい者

「療育手帳」交付者は増加傾向にあり、令和6年度で137人、令和2年度に比べ5人増加しています。

【療育手帳交付者数（障がい程度別）】

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A判定	38	38	39	38	37
B判定	94	98	101	100	99
合 計	132	136	140	138	136

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳」交付者数は増加傾向にあり、令和6年度で62人、令和2年度に比べ23人増加しています。また、級別では2級が40人と最も多く、1級が6人、3級が16人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳交付者数（等級別）】

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 級	7	7	6	7	7
2 級	24	27	30	36	38
3 級	8	7	8	13	16
合 計	39	41	44	56	61

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

(4) 障害支援区分の状況

障害支援区分認定数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度では59人となっています。

【障害支援区分認定者数】

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区分1	0	0	0	0	0
区分2	6	6	8	6	6
区分3	7	7	7	10	9
区分4	12	12	11	10	9
区分5	17	17	18	16	16
区分6	18	18	17	19	19
合 計	60	60	61	61	59

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

5. 子どもの状況

(1) 出生の状況

出生数は、減少傾向にあり、令和6年度で35人、令和2年度に比べ10人減少しています。

【出生数】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	45	49	36	35	35

資料：住民税務課（各年度の数値は年度末現在）

(2) 子育て支援サービス

子どもの数は年々減少していますが、少子化や核家族化、女性の社会進出が進む中において、子育て支援サービスの充実が求められています。

【子育て支援センターの利用状況（延べ人数）】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湧別子育て支援センター	1,022	2,097	1,788	1,329	1,529
中湧別子育て支援センター	768	—	—	—	—

資料：健康こども課（各年度の数値は年度末現在）

※中湧別子育て支援センターは令和3年度より廃止となり、保育室へ用途変更したため実績なし。

【児童センターの利用状況（延べ人数）】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
湧別児童センター	5,434	7,325	5,797	7,575	8,045
なかよし児童センター	10,369	10,226	10,034	9,904	10,870

資料：健康こども課（各年度の数値は年度末現在）

6. ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭世帯数は、令和6年度と令和2年度を比較すると、母子家庭数が減少している一方で、父子家庭数は横ばいで推移しています。

【ひとり親家庭世帯数】

(単位：世帯)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総 数	65	65	58	53	58
母子家庭	59	60	53	50	53
父子家庭	6	5	5	3	5

資料：健康こども課（各年度の数値は年度末現在）

7. 生活困窮者の状況

生活保護受給世帯数及び保護人員は、ゆるやかに減少しており、保護率は令和6年度で1.04%となっています。

【生活保護受給世帯数・人数】

(単位：世帯、人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世 帯 数	76	75	74	68	67
保護人員	92	92	91	80	82
保 護 率	1.09%	1.12%	1.13%	1.01%	1.04%

資料：福祉課（各年度の数値は年度末現在）

※今期計画より、パーミル表示からパーセント表示に変更。

8. 自治会の状況

総世帯数は、令和2年度からの5年間については減少傾向にあります。自治会への加入率は、82%から85%の間で推移しており大きな変動はありません。

【自治会の加入状況】

(単位：世帯、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総世帯数	4,100	4,027	4,011	3,995	4,045
加入世帯数	3,469	3,457	3,414	3,375	3,326
加入率	84.6	85.9	85.1	84.5	82.2

資料：総務課（各年度の数値は年度末現在）

9. ボランティア・NPO法人の状況

(1) ボランティア団体

ボランティア登録団体数及び人数は、2団体 34人となっています。

【ボランティア登録団体の活動状況】

(単位：人)

団 体 名	会員数
はまなすボランティアサークル	15
湧別町赤十字奉仕団 上湧別分団 あゆみの会	19

資料：社会福祉協議会（社会福祉協議会へ登録している団体）

(2) NPO法人

湧別町内では、1つのNPO法人（特定非営利活動法人）が活動しています。

【NPO法人数】

法 人 名	主な活動分野
ポレポレゆうべつ（湧別町地域活動支援センターポレポレゆうべつ）	福 祉

資料：北海道認証団体一覧表（令和7年3月31日現在）

第3章 第2期計画の取り組みと評価

第2期計画においては、基本理念を『健やかにいきいきと暮らせるぬくもりのあるまちづくり』のもと、次の4つの基本目標の達成にむけて施策を推進してきました。

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

誰もが、互いに個性を尊重し、困ったときに互いに助け合い、支え合う「やさしさにあふれるまちづくり」

※達成率は、項目ごとの「○達成」と「●未達成」の割合により算出。

1 子育てにやさしい環境づくり
【施策の方向性】 子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、本町の子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境づくりや、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支え合う地域づくりを目指します。
（１）幼児期の学校教育・保育の推進等【達成率 100.0%】 ○幼児期の学校教育・保育の一体的提供を行い、安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めた。（認定こども園への移行） ○保育所や認定こども園において、施設整備や保育サービスの充実に努めた。（芭露保育所改築、ピースフルスクール）
（２）地域における子ども・子育て支援事業の推進【達成率 100.0%】 ○子育て家庭を支援する「一時預かり」や小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めた。 ○地域社会の中で異年齢の子ども同士でも自由に遊び、学習や様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めた。（芭露キッズ、ちびっこ広場児童クラブ、わくわくキッズ児童クラブなど）
（３）特別な支援を必要とする子どもへの取り組みの推進【達成率 100.0%】 ○支援を必要とする家庭の自立に向け、協議会を設置し、ケース会議を行い関係機関等による連携・協力のもと児童虐待防止対策を図った。 【令和6年要保護児童対策地域協議会ケース登録件数 13件】 ○ひとり親家庭が安心して子育てでき自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を図った。 ○障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組み、また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援に努め

た。

【令和6年母子保健定期支援ケース登録件数 43件】

2 地域福祉活動を担う人材の育成

【施策の方向性】

誰もが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていくため、福祉教育の推進、地域福祉に関する出前講座の開催、地域交流活動の推進など、地域に暮らす様々な人とふれ合う機会を通じて、認め合い尊重し合う心を育てる取り組みを推進します。

（1）福祉意識の醸成【達成率 50.0%】

○民生委員児童委員及び保護司など福祉関係者との連携により学校訪問を行い、また、民生委員に関するチラシを配布するなどして、青少年が福祉に触れる機会や思いやる意識の啓発を行った。

●福祉教育や啓発活動の充実を図るため、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合える地域づくりは、コロナ禍もありできなかった。

（2）地域福祉活動を担う人材の育成【達成率 100.0%】

○湧別町民生委員児童委員協議会やあゆみの会への活動支援を行い、地域福祉活動を担う人材の育成を行った。

○ボランティア活動に関する情報提供を行った。（かわらばんによる周知）

基本目標2 ともに支え合うまちづくり

誰もが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する「ともに支え合うまちづくり」を目指します。

1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

【施策の方向性】

住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができるよう、「生きがい」や「楽しみ」を持ち続け、活気に満ちた生活を送ることにより「引きこもり」をなくし、地域内活動の参加を促進し、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。このため、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため「協働のまちづくりの推進」や地域住民やボランティアなどによって運営されている「地域サロンの推進」に努めます。

（1）地域福祉活動の推進【達成率 100.0%】

○敬老会や高齢者スポーツ大会など、高齢者等の社会参加、交流機会を促進し、社会

参加を図った。 ○閉じこもり防止や仲間づくりなど、地域で暮らす誰もが集える「地域サロンの推進」を図った。（町内6地区のサロン開催）
（２）協働のまちづくりの推進【達成率 100.0%】
○民生委員・児童委員や自治会などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある方を地域で見守る体制の充実を図った。 ○隣近所での助け合いネットワークづくりが可能となるよう、支え合いの仕組みを推進する生活支援コーディネーターによって、自助・互助の支援体制の構築を図った。

２ 地域福祉を支える団体活動の推進
【施策の方向性】 自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体などの連携・協力により、福祉に関する情報交換や活動を担う人づくりを進め、地域住民と関係機関・団体などによる円滑な地域福祉の推進に向けた体制づくりを推進します。
（１）社会福祉協議会との連携【達成率 100.0%】
○社会福祉協議会と連携し、活動を支援した。
（２）地域福祉を支える団体の活動支援【達成率 50.0%】
●ボランティア団体等の活動支援はできたが、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりはできなかった。 ○民生委員児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう活動を支援した。

基本目標３ いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり

誰もが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに「いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり」を目指します。

１ 健康づくりの推進
【施策の方向性】 要介護の原因となる脳血管疾患・認知症・運動機能低下を予防するため、中高年期からの健康づくりを推進して、健康寿命の延伸を目指します。また、住民一人ひとりが地域で孤立することなく、生きがいのある生活が送れるよう、住民同士のつながりの構築にも努めます。
（１）健康づくりの推進【達成率 66.7%】
○特定健康診査やがん検診などの定期受診を継続できるよう、受診勧奨や受診しやすい健診体制の整備を行った。また、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防に取り組んだ。

○栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善などについて、ライフステージに合わせて、住民と一緒に取り組み、健康に関する生活習慣の改善につなげた。 ●自分自身の取り組み、家庭や地域等の支援、行政や関係機関等の支援など、それぞれの立場で健康づくりに積極的に取り組むための情報共有や多分野連携はできなかった。
(2) 医療との連携【達成率 100.0%】
○必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や、疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会の確保など、保健・福祉と医療の連携に努めた。

2 福祉サービスの適切な利用の推進
【施策の方向性】 住民が抱える福祉課題をより柔軟に早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関の育成・整備が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当領域における知識や対応技術の向上に努めます。また、保健・医療・福祉などの様々な分野の連携を強化し、福祉制度や福祉サービスなどのわかりやすい・障がい等に配慮した方法による情報提供に努めます。
(1) 情報提供体制の整備【達成率 100.0%】
○適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を図った。
(2) 相談体制の充実【達成率 100.0%】
○地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など身近な地域の相談機関の機能の充実を図り、サービスを必要とする住民が利用しやすい体制の充実に努めた。

3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実
【施策の方向性】 福祉サービスの充実と事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。また、支援の必要な方が確実に支援を受けられる仕組みづくりに努めます。
(1) 高齢者福祉の支援体制の充実【達成率 71.4%】
○適切な介護サービスが行われるよう介護サービスの質を高め、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制を確立した。
●高齢者の雇用機会の拡大が図られるような支援はできなかったが、高齢者の働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するための情報提供に努めた。
○高齢者が積極的に社会参加できる場と自立した生活ができるよう高齢者就労セン

ターの会員募集を行い、また、生きがいづくりの推進が図れるよう老人クラブへの助成を行った。 ○認知症を正しく理解し認知症の方や家族を温かく見守る認知症サポーターの養成を行った。（認知症サポーター養成講座） ○急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取り組みとして、緊急通報システムの設置や民間事業者の見守りなどひとり暮らし高齢者等の安否確認の体制の充実を図った。 ○介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとを相談できる地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実に努めた。 ●介護予防施策の推進では、地域の中に居場所や役割をつくり、住民同士が支え合うコミュニティを形成し、結果、介護予防につながる「地域づくり型の介護予防」を目指す「生活支援整備体制事業」を行ったが、住民同士のコミュニティ形成までは行えなかった。
（２）障がい者の自立支援と社会参加【達成率 100.0%】 ○「地域における福祉啓発の推進」、「障がいへの理解教育の促進」、「ヘルプマーク・ヘルプカードの周知活動」により、地域住民の障がいへの理解促進に努めた。 ○障がいの状態や生活状況に応じた障害福祉サービスについて、随時、利用者のニーズを把握した。また、バスにより地域活動支援センターへ通所している方や、一定の障がいによりバスやハイヤーを利用している方への助成を行うなど経済的な負担への支援を行った。 ○障がいのある方自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進め、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進した。 ○発達上の困りごとについて、支援体制の構築及び強化を推進した。
（３）低所得者等の福祉の推進【達成率 100.0%】 ○低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労・生活などの相談、指導の充実を図った。 ○生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、北海道と連携を取りながら必要な支援に努めた。

４ 切れ目のない権利擁護システムの推進 【施策の方向性】 高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DVに対する予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、体制の整備に努めます。また、認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がい者などの権利擁護のため、相談体制の充実と成

年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図ります。
(1) 人権を尊重する社会の形成【達成率 100.0%】
○地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて誰もが安心して生活できる社会を築けるよう人権意識の啓発活動を行った。 ○配偶者からの暴力被害の早期発見と安全確保を第一に努めた。【相談件数0件】 ○高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに権利擁護の啓発普及に努めた。
(2) 成年後見制度等の推進【達成率 100.0%】
○判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、成年後見制度周知に努めた。 ○社会福祉協議会が取り組んでいる「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発に努めた。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

誰もが、安全で快適な環境の中で、「安心して生活できるまちづくり」を目指します。

1 安全で快適な環境づくりの推進
【施策の方向性】 高齢化の進展や地域における生活課題の多様化などに伴い、福祉に関係する団体との連携が重要になります。自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、町内の事業者など、地域資源である団体相互の連携強化を図ります。また、公共施設や公営住宅などの公共建築物及び道路などの整備においては、景観の向上と地震などの災害に対応した整備に努めます。さらに、災害時の避難に困難が想定される高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に配慮した避難対策を講じます。
(1) 生活環境・災害時に備えた体制の整備【達成率 66.7%】
○地域に住むひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする避難行動要支援者の情報把握を行った。 ○ユニバーサルデザイン基準に基づいた公営住宅の整備を行うなど、高齢者や障がい者に配慮し施設整備を行った。 ●災害時の避難に支援が必要な方の把握に努め、避難が円滑に行われるよう地域と支援体制の構築は図れたが、コロナ禍もあり防災訓練等は実施できなかった。

第4章 基本理念と目標

1. 基本理念

地域福祉とは、子ども、高齢者、障がいのある方といった限られた方だけを対象とするものではなく、地域に暮らす全ての方が支え合い、自分らしく安心して生活を送るために、それぞれの役割を持ち、支え合っていく関係をつくることです。

多様な個性や生き方をもつ方々が互いに認め合い、立場を尊重し、理解を深めることは、地域福祉の推進や人権尊重にもつながります。

これまでのような行政からの関与にとどまらず、地域の人々とのつながり、心豊かな生活を送りながら、様々な行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切になってくると考えられます。

全ての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向けて、自発的に自身の生活課題を解決する力（自助）、家族や友人・知人などお互いが解決し合う力（互助）、医療・年金・社会保険制度など制度化された相互扶助（共助）では対応できない社会福祉制度（公助）の役割分担と相互の連携によって、地域の持つ力と公的な支援体制の協働により、支え合いながら安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を築くことを目標に、「湧別町地域福祉計画」の基本理念を次のように定めます。

誰もがいきいきと笑顔で暮らせるぬくもりのあるまちづくり

2. 計画の目標

基本理念を実現するため、本計画では次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1

やさしさにあふれるまちづくり

誰もが、互いに個性を尊重し、困ったときに互いに助け合い、支え合う「やさしさのあふれるまちづくり」を目指します。

基本目標2

ともに支え合うまちづくり

誰もが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する「ともに支え合うまちづくり」を目指します。

基本目標3

いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり

誰もが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに「いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり」を目指します。

基本目標4

安心して生活できるまちづくり

誰もが、安心して快適な環境の中で、「安心して生活できるまちづくり」を目指します。

3. S D G s を踏まえた計画の推進

S D G s（エス・ディ・ジーズ）とは、持続できるというSustainable（サステナブル）のS、開発というDevelopment（ディベロップメント）のD、目標であるGoalの複数形Goals（ゴールズ）のGとsの略称であり、日本語訳として『持続可能な開発目標』とされています。

S D G sは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された国連加盟国193か国の国際社会の共通目標で、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、2030年（令和12年）を達成年限とする17の目標と169のターゲット（具体目標）及び232の指標で構成されており、先進国と開発途上国が一丸となって取り組みを行っています。

我が国においても2016年（平成28年）に『S D G s 実施指針』を策定し、積極的に取り組みを進めています。

本町では、本計画の各種施策がS D G sの推進につながるものと考え、基本理念・基本目標の達成に向けてS D G sの視点を取り入れた各種施策の推進を図ります。



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

※包摂的…誰一人取り残さない。最も遅れているところのニーズと関心を最優先することを意味する。



**7. エネルギーをみんなに
そしてクリーンに**
すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



10. 人や国の不平等をなくそう
国内および国家間の格差を是正する



8. 働きがいも経済成長も
すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを
都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



16. 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



17. パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

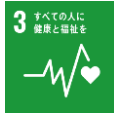


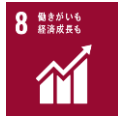
15. 陸の豊かさを守ろう
陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

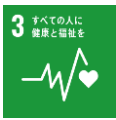
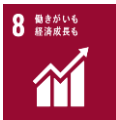
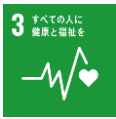
4. 計画の体系図

基本目標	施策の方向	施 策
1 やさしさにあふれるまちづくり	1 子育てにやさしい環境づくり	(1) 権利の普及啓発・相談支援体制の充実 ①子どもの権利の普及啓発 ②相談支援体制の充実    (2) 社会参加・居場所づくりの推進 ①社会参加の推進 ②居場所づくりの推進   (3) 地域全体で切れ目のない支援 ①子育て世帯応援機運醸成 ②切れ目のない相談体制   (4) 貧困と格差の解消 ①子どもの貧困対策 ②ひとり親家庭等への支援 ③障がい児支援・医療的ケア児支援 ④ヤングケアラーへの支援       

基本目標	施策の方向	施策
	2 地域福祉活動を担う人材の育成	(1) 福祉意識の醸成 ①福祉教育の推進 ②地域福祉に関する理解を深める取り組みの推進      (2) 人材の育成・確保 ①地域福祉活動を担う人材の育成 ②ボランティアを担う人材の養成・確保     
2 ともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動の促進 ①交流機会の促進 ②地域サロンの促進     (2) 協働のまちづくりの推進 ①地域で支える仕組みの充実 ②地域・隣近所での支援の促進    
	2 地域福祉を支える団体活動の推進	(1) 社会福祉協議会との連携・活動支援      

基本目標	施策の方向	施 策
		(2) 地域福祉を支える団体の活動支援 ① ボランティア団体等の活動支援 ② 民生委員児童委員協議会の活動支援     
3 いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進 ① 生活習慣病の予防 ② 生活習慣・社会環境の改善 ③ こころの健康・休養    (2) 医療との連携   
	2 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 情報提供体制の整備    (2) 相談体制の充実       

基本目標	施策の方向	施策
	3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実	(1) 高齢者福祉の支援体制の充実 ①生きがいのづくりの推進 ②社会参加の支援 ③介護予防の推進 ④介護保険サービス等の充実 ⑤安心して暮らせる生活支援 ⑥住み慣れたまちでの暮らしを支える ⑦支え合うネットワークづくり      (2) 障がい者の自立支援と社会参加 ①地域生活の支援体制の充実 ②療育・教育 ③就労支援 ④社会参加      (3) 低所得者等の福祉の推進 ①低所得者福祉の推進 ②生活困窮者の自立支援     
	4 切れ目のない権利擁護システムの推進	(1) 人権を尊重する社会の形成 ①人権意識の啓発 ②配偶者からの暴力被害者への支援 ③高齢者や障がい者の権利擁護   

基本目標	施策の方向	施策
		(2) 成年後見制度等の推進 (湧別町成年後見制度利用促進基本計画)    (3) 日常生活自立支援事業の活用推進   
	5 再犯防止の取り組み推進 (湧別町再犯防止推進計画)	(1) 再犯防止活動 ①啓発活動 ②社会を明るくする運動 ③運営支援         
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	(1) 生活環境・災害時に備えた体制の整備 ①避難行動要支援者の把握 ②良好な生活環境の確保 ③災害時の支援体制の構築   

第5章 施策の実現に向けて

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

1 子育てにやさしい環境づくり

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行に加え、共働き世帯の増加によるライフスタイルの変化に伴い、子育ての孤立化や負担の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、子育てニーズが多様化する中、それに応じた支援の充実が求められています。

こうした課題を受けて、地域の中核となる機関などが、身近で気軽に相談できる窓口として対応を行っています。しかし、各種制度は複雑で多岐にわたり、さらに制度の改正も頻繁に行われているため、どの様なサービスが利用可能であり、どの様に活用できるのかをわかりやすく簡潔に情報提供することが必要です。

子育てと仕事が両立できる環境を整えるとともに、交流の場の提供や子育てに関する相談対応を通じて、地域社会全体で子育て支援していく取り組みが必要です。

【施策の方向性】

子どもたちが家族や地域住民の支え合いの中で、豊かな愛情を受け健やかに育つことで、子育て世代が抱える様々な不安や負担を軽減できる環境づくりを目指します。

また、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支え合い、将来にわたって幸せを実感できる生活を送ることができる地域づくりを目指します。

(1) 権利の普及啓発・相談支援体制の充実

①子どもの権利の普及啓発

子どもの権利条約や子ども基本法等についての情報発信や啓発普及に努めます。

②相談支援体制の充実

いじめや虐待等、子どもや保護者等からの様々な相談に対応できるよう、支援体制の充実に努めます。

(2) 社会参加・居場所づくりの推進

①社会参加の推進

子ども・若者の意見表明や交流機会の確保など社会的活動への参加の推進に努めます。

②居場所づくりの推進

子ども・若者が年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全安心に過ごせる居場所づくりの推進に努めます。

(3) 地域全体で切れ目のない支援

①子育て世帯応援機運醸成

子ども・若者や子育て世代が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう地域全体の意識改革の推進に努めます。

②切れ目ない相談体制

妊娠・出産に関する正しい知識や情報提供及び相談体制、産後の不安や悩みなどの早期解消を図る産後ケア体制の充実に努めます。

(4) 貧困と格差の解消

①子どもの貧困対策

子どもと保護者の実情を踏まえ支援の視点に立ち、教育、生活の安定、保護者の就労及び経済的支援に努めます。

②ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促し、安心して子育てでき、自立した生活を営めるよう、相談体制の充実や学習支援、自立に関する支援に努めます。

③障がい児支援・医療的ケア児支援

障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、健康診査などの母子保健事業や障がいのある子どもの発達支援に着目した専門的な支援など、包括的な子ども発達支援体制の整備に努めます。

④ヤングケアラーへの支援

社会からの孤立を防ぎ、本人とその家族が安心して暮らすことのできる環境づくりにつなげるため、ヤングケアラーに関する理解を広めていくための広報啓発活動に努めます。

2 地域福祉活動を担う人材の育成

【現状と課題】

少子化や超高齢化の影響により、単身世帯の増加や核家族化が進み、地域や家族のつながりが希薄化しています。その結果、支援が必要な方が地域から孤立してしまうなど、様々な問題が表面化しています。また、人口減少により地域福祉を担う人や助け合いを支える担い手が不足している状況です。

こうした課題を解決し、人々が助け合い安心して暮らせる「やさしさのあふれるまち」をつくるためには、全ての方がかけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが重要です。

「支え手」や「受け手」といった関係を超え、お互いに「支え合い」「助け合う」ことができる地域共生社会の実現に向けて、一歩ずつ進めていく必要があります。誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるには、地域に住む全ての方がこの考えを認識し、「支え合いの仕組み」を理解することが必要となっています。

【施策の方向性】

地域福祉活動の「支え手」や「受け手」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていけるよう、福祉教育や地域交流活動の推進、地域福祉に関する出前講座の開催など、地域に暮らす様々な方とふれ合う機会を通じて、互いを認め合い尊重し合う心を育てる取り組みを推進します。

(1) 福祉意識の醸成

①福祉教育の推進

地域福祉を推進していくためには、福祉を実践しようとする意識を醸成することが大切であり、家庭や地域、学校などの様々な場において、福祉教育を推進していくことが必要です。学校や福祉関係者との連携のもと、福祉教育への支援を継続するなど、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発することで地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。

②地域福祉に関する理解を深める取組みの推進

住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、互いに個性を尊重し、責任と自覚をもって地域福祉に取り組んでいくことが必要です。福祉教育や啓発活動の充実、人材の確保や組織の育成に努め、高齢者や障がいのある方など

に対する理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。

（２）人材の育成・確保

①地域福祉活動を担う人材の育成

地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題となっていることから、地域福祉に対する地域住民の意識を高めて、福祉関係者との連携のもと地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。

②ボランティアを担う人材の養成・確保

地域の福祉活動を積極的に推進する上で、ボランティアは幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されています。ボランティア活動を促進するため、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成・確保に努めます。

基本目標2 とともに支え合うまちづくり

1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

【現状と課題】

家族や地域での相互扶助機能の低下に伴い、支援を必要とする人が増加しており、住民同士のつながりの希薄化など、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変化しています。家庭内で支える力や地域で助け合う力が低下した結果、様々な問題に対応することに不安を抱えている方も少なくありません。

本町に住む多くの人々は、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという願いを持っています。そのため、地域全体が助け合い、支え合う意識を持つことが重要であり、住民一人ひとりをはじめ、関係する機関・団体・行政がともに力を合わせ、全ての住民が地域を構成する一員であることを再認識することが必要です。

【施策の方向性】

「生きがい」や「楽しみ」を持ち続けることができるよう地域内活動の参加を促進し、住み慣れた地域で安心した日々を過ごせるよう地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して暮らすことができる豊かなまちづくりを行うため「協働のまちづくりの推進」や地域住民・ボランティアによって運営されている「地域サロンの交流機会の促進」に努めます。

(1) 地域福祉活動の促進

①交流機会の促進

文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある方の社会参加を促進します。

②地域サロンの促進

高齢者や障がいのある方などが交流できる場である地域サロンは、閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見などに有効であることから、地域で暮らす誰もが集える地域サロンの促進に努めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

①地域で支える仕組みの充実

民生委員・児童委員や自治会などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある方などを地域で見守る体制の充実を図ります。

②地域・隣近所での支援の促進

隣近所での助け合いなどができるネットワークづくりを進めるとともに、地域で支援できる人材の育成に努め、支援体制の構築を図ります。

2 地域福祉を支える団体活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の課題に対するには、自治会や老人クラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など、関係機関・団体・地域と連携しながら取り組むことが求められています。現在、様々な民間の福祉活動団体が多様なサービスを提供していますが、これらの団体が互いに連携・協力し、地域住民の活動を支援する基盤を整えることが重要です。さらに、それぞれの団体が持つ専門的な知識や能力を共有し、効果的かつ効率的な活動を行うことが求められています。

【施策の方向性】

自治会や老人クラブ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体などの連携により、福祉に関する情報交換や活動を担う人の育成を行い、地域福祉を支える団体活動に向けた体制づくりを推進します。

(1) 社会福祉協議会との連携・活動支援

社会福祉協議会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、また、地域福祉を推進するための中心的な存在として、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間による要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する湧別町社会福祉協議会の活動を支援します。

(2) 地域福祉を支える団体の活動支援

①ボランティア団体等の活動支援

ボランティア団体等の活動は、制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない

方々への多様なニーズにきめ細かく対応でき、地域福祉を支える大きな力となります。

今後ますます重要になるボランティア団体等の活動を支援し、また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

②民生委員児童委員協議会の活動支援

地域住民に一番身近な相談窓口として、地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員の職務が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。

基本目標3 いきいきと自立した生活を送ることができるまちづくり

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

健康づくりにおいては、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状の進行を防ぐ二次予防の推進が重要視されてきました。国は、国民の健康増進を総合的に推進するため、基本方針を改正し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指すビジョンを掲げています。さらに、誰ひとり取り残さない健康づくりを展開し、実効性を持つ取り組みを進めるための方向性を示しました。

これを受け、疾病構造の変化への対応を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するため、健康増進を総合的に推進する取り組みを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

個人の行動と健康状態の改善に加え、社会環境の整備やその質の向上を通じて健康づくりを推進し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を目指します。

また、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上を図り、食環境や身体活動・運動を促す環境をはじめとする自然に健康になれる環境づくりに取り組むとともに、健康に関心の薄い方を含む幅広い対象に向けた予防・健康づくりの推進に努めます。

(1) 健康づくりの推進

①生活習慣病の予防

生活習慣の改善等や検診受診率の向上による生活習慣病予防及び早期発見への取り組み等を推進することにより、がんによる死亡者数の増加を抑制させることができることから、がん検診・精密検査受診率向上に向け、受診しやすい環境整備、積極的な受診勧奨を行います。

また、脳卒中・心臓病などの循環器病、高血圧、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化の予防に取り組めます。

②生活習慣・社会環境の改善

栄養・食生活の改善、身体活動・運動を実践できる方法の提供・環境づくり、リスクが高い方への禁酒支援、喫煙をやめたい方に対する禁煙支援、歯・口腔の状況把握などについて、ライフステージごとに取り組めます。

③こころの健康・休養

住民一人ひとりがこころの健康の必要性について理解し、自らのこころの不調に気づける力をつけられる対策の推進が必要です。また、こころの健康を保つには、休養も必要です。十分な睡眠をとり心身の疲労の回復に必要な対策を推進していきます。

(2) 医療との連携

適切な医療を必要な時に受けられる体制の確立や、疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会の確保など、誰もが安心して健康的な生活を送るために保健・福祉と医療の連携に努めます。

2 福祉サービスの適切な利用の推進

【現状と課題】

住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、障害となる課題を早期に発見し、適切に対応していくことが重要です。そのため、福祉制度や福祉サービスについて分かりやすい情報を提供し、住民が適切な福祉サービスを選択できるよう、相談窓口の整備・強化が求められます。

さらに、相談者が複数の課題を抱えている場合や、誰にも相談できず地域から孤立してしまうケースも少なくありません。この様な状況に対応するため、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所の整備が必要です。また、相談内容に応じて関係する専門機関と適切につながる体制を構築し、連携の強化を図ることが必要となっています。

【施策の方向性】

日常的な困りごとから専門的支援を要する相談まで、様々な福祉課題を抱える住民に対して柔軟に対応し、早期に解決するためにはそれを担う人材の育成や支援機関の整備、協力体制を確立させることが必要です。それぞれの課題の背景に配慮した、わかりやすい情報提供に努めます。

(1) 情報提供体制の整備

保健・医療・福祉などの多分野の連携を強化し、複雑化するニーズに対応し適切なサービス利用に結びつけるための必要な情報の共有・情報提供体制の整備を進め

ます。

(2) 相談体制の充実

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など身近な地域の相談機関の機能充実を図ります。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、サービスを必要とする住民がわかりやすく利用しやすい相談体制の充実に努めます。

身近な地域の関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、広域的に活動している専門的な相談機関につなげます。

3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が満足できるサービスを提供するための取り組みを進めることが必要です。本町では、子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉などの分野において個別の計画を策定し、その計画に基づいて福祉サービスを提供するための施策を推進しています。住民の福祉ニーズが多様化・複雑化する中、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会やNPO法人などによる様々なサービスの参入を促進する必要があります。また、支援を求める意思がない場合や、認知症などの理由でサービス選択が困難な方など、いわゆる「サービス未利用の要支援者」への対応も課題となっています。

【施策の方向性】

福祉サービスの充実、事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、支援の必要な方が適切な支援を受けられる仕組みづくりに努めます。

(1) 高齢者福祉の支援体制の充実

①生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいを持ち、様々な活動に参加することは、高齢化が進む地域社会の活性化や高齢者の介護予防にとって重要です。高齢になっても、趣味や学習、スポーツ、レクリエーションなどを通じ、一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、身近なところでの居場所づくりや世代を超えた交流を促進することで、いきいきと暮らせる地域社会の形成を図ります。

②社会参加の支援

自らの経験を生かして活躍する場を持つことは、高齢者の生きがいのひとつになり、介護予防の観点からも重要です。また、高齢化が進む中、高齢者はサービスの受け手としてだけでなく、サービスの担い手としての役割も期待されます。高齢者の長年の勤労・公德に敬意を払うとともに、これまで培ってきた知識や技術を生かし、地域社会に貢献できるよう、就労やボランティア活動などの様々な活動に参加し、地域社会をつくり支える担い手として活躍できる機会の充実を図ります。

③介護予防の推進

自立した生活を送るためには、要介護状態の悪化を防ぐことが重要です。要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者を把握し、一人ひとりの状況に応じた心身機能の改善を目指して、保健事業と一体的実施、地域リハビリテーション事業等を行い、介護予防・重度化防止への取組みをより一層推進します。

また、介護予防やフレイル予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、高齢者の主体的な参加により、地域において介護予防に関する自主的な活動が行われるよう推進します。

※フレイルとは、年齢を重ねるにつれて全身の筋力や心身が低下している状態。

④介護保険サービス等の充実

要介護状態等になっても、質の高い必要なサービスが利用できるよう、介護人材の確保・育成、業務の効率化及び質の向上を図り、介護サービス基盤の安定・充実に努めます。

また、医療ニーズの高い高齢者の増加に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、地域で包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に享受できるよう「在宅医療・介護連携」を図るとともに、質の高い介護サービスを利用者自らが選択できるように、相談・情報提供の充実を図り、サービス提供事業者への指導・助言をはじめ、サービスの適正な提供を促し、介護サービスの質の向上と利用者本位のサービス提供を推進します。

⑤安心して暮らせる生活支援

介護が必要な高齢者が、家族とともに在宅での生活を長く続けられるよう支援することは大変重要です。介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、家族介護者の生活を支えるために必要な高齢者福祉サービスを提供し、また、低所得者に対し

ては、十分な介護サービスを利用できるよう支援を行い、身体的、精神的及び経済的負担を軽減します。さらに、地域包括支援センターを中心に、家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実を図り、高齢者とその家族が地域において安心して日常生活を営むことができる生活支援の実現を目指します。

⑥住み慣れたまちでの暮らしを支える

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、住環境や移動手段の確保等が必要になります。高齢者の日常生活の基盤となる住まいについての情報を提供するとともに、高齢者が地域で自立して生活を営むことができるよう、安全かつ快適に移動できる環境づくりを目指し、積極的な外出を支援するための地域生活環境の整備を目指します。

また、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築に不可欠の社会基盤である福祉・介護人材が、今後は益々不足することが予想されますので、福祉・介護人材の確保、育成及び定着に向けた支援を図ります。

⑦支え合うネットワークづくり

高齢者を地域で支え、適切な介護福祉サービスや保健医療サービスに結びつけるためには、地域の様々な社会的資源と連携したネットワークの構築が必要です。

地域包括支援センターが中心となって、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

また、新しい認知症観に基づき、認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する正しい理解の普及啓発を図ります。

さらに、認知症の方やその家族の交流の場、専門職へ相談する場、地域住民が認知症について理解を深める場を兼ねた「認知症カフェ」を実施します。

(2) 障がい者の自立支援と社会参加

①地域生活の支援体制の充実

障がいのある方が自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活及び社会生活を営むことのできる体制の整備を目指します。また、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者等の地域生活への移行を推進するとともに、障がい福祉・医療を支える人材の養成・確保に努めます。

②療育・教育

障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組む体制の充実を図ります。

③就労支援

障がいがあっても、いきいきと働くことのできる地域社会の実現をめざし、働く障がい者を社会全体で応援する取り組みを促進するとともに、企業等と連携・協働し、障がいのある方の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大や職場定着を促進します。

④社会参加

障がいのある方自らの選択と決定により参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある方の社会参加を促進するよう、社会のあらゆる面でのアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上をはじめとする環境整備に努めます。さらに、障がいのある方と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

(3) 低所得者等の福祉の推進

①低所得者福祉の推進

低所得者の自立を促すため、民生委員・児童委員をはじめ関係機関などと連携し、就労・生活などの相談、指導の充実を図ります。

②生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。

4 切れ目のない権利擁護システムの推進

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者、知的・精神障がい者など、日常生活で支援

を必要とする人々を狙った詐欺や消費者被害、また、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっています。これらへの対策として、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性と継続性のある権利擁護の取り組みが求められています。また、判断能力が十分でない方については、福祉サービスの利用時に選択や契約手続きが自力では行うことが難しい場合があります。そのため、適切なサービスを安心して利用できるよう権利擁護体制の整備が必要です。

【施策の方向性】

高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DVに対する予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図りながら体制の整備に努めます。

また、成年後見制度等の推進項目を「湧別町成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がいのある方などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図ります。

（１）人権を尊重する社会の形成

①人権意識の啓発

地域住民に、人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行います。

②配偶者からの暴力被害者への支援

配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。

③高齢者や障がい者の権利擁護

高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。

また、虐待防止などに関する啓発普及に努めます。

（２）成年後見制度等の推進（湧別町成年後見制度利用促進基本計画）

国は、令和４年３月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、その中で地域共生社会の実現に向け、成年後見制度を含む権利擁護支援の推進に取り組むことを示しています。また、市町村は「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、誰もが尊厳ある生活を継続しながら社会参加することを目的に、

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、成年後見制度の利用促進に向けた取り組み方針を定めるよう示しています。

このことから、自分で判断する能力が十分ではない方が安心して地域で暮らすことができるよう成年後見制度の利用促進を図り、成年後見制度を利用することで、町民が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域福祉計画の見直しに合わせ、新たに「湧別町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の周知に努めます。

また、社会福祉協議会などと連携することで、成年後見制度の利用促進につながることを期待されます。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を「湧別町地域福祉計画」に包含するものです。

【取り組み】

成年後見制度は、認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が不利益を被らないよう、代わりに成年後見人等が本人の意思を尊重しながら、金銭管理、契約行為、身上監護を行うことで、本人の権利を守り、安心して生活を送れるよう法的に支援するものです。

自分で判断する能力が十分でない方が安心して地域で暮らすことができるよう、成年後見制度の周知等に取り組みます。

①制度の普及啓発

成年後見制度について、理解を深めるための普及啓発に努めます。

②支援体制の充実

成年後見制度を利用したい方、または、後見人等からの相談について、町及び社会福祉協議会を中心に、相談機関と連携しながら支援に努めます。

③地域連携ネットワークの構築

地域における権利擁護支援のネットワークを強化し、関係機関が連携して支援を提供できる体制に努めます。

④制度利用支援

制度利用が必要である方が適切に制度の利用ができるよう、自身や親族による申立てが困難な方については、代わりに町長が申立てを行うほか、経済的な理由で制度の利用が困難な方については、申立費用の助成及び成年後見人等への報酬の助成を行います。

(3) 日常生活自立支援事業の活用推進

社会福祉協議会が取り組んでいる、判断能力が十分ではない方を対象とした福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの「日常生活自立支援事業」について、普及・啓発活動を行い支援に努めていきます。

5 再犯防止の取り組み推進（湧別町再犯防止推進計画）

【現状と課題】

犯罪や非行をした方の中には、安定した仕事や住まいの確保が難しい、身寄りがない、薬物やアルコールなどに依存しているといった、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方います。さらに、犯罪により刑事施設に収容された方や非行によって少年院に入院した少年は、いずれ社会に復帰します。多くの人が事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきませんが、刑務所や少年院を出た後に再び犯罪や非行を繰り返してしまう方も少なくありません。

近年では、刑法犯により検挙された方の約半数が再犯者であるという状況が続いています。この様な課題を解決し、新たな被害者を生まない安全で安心な社会を実現するためには、再犯や再非行を防止する取り組みが重要です。

【施策の方向性】

再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく刑事司法手続きを離れた後も継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。地域における犯罪被害を防止し、住民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、新たに「湧別町再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した方などの社会復帰の支援に努めます。

また、計画策定により、保護司会など、更生保護に関わる方や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることが期待されます。

なお、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を「湧別町地域福祉計画」に包含するものです。

(1) 再犯防止活動

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、啓発活動や運営支援に

取り組みます。

①啓発活動

罪を犯した人等の社会復帰を関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図るため再犯防止に関する啓発を行います。

②社会を明るくする運動

犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について、地域で理解を深めることができるよう保護司会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」への参加・周知活動等を行います。

③運営支援

保護司による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、住民からの犯罪・非行に関する相談受付などの取り組みを推進するため、「遠軽地区保護司会」及び「遠軽地区保護司会湧別町分区」の運営支援を行います。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

1 安全で快適な環境づくりの推進

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、生活環境の向上が重要です。そのため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要です。

また、近年、日本各地で災害が相次いで発生している現状を受け、迅速かつ効果的に対応するための地域防災体制の構築・強化が強く求められています。さらに、公的な見守り体制に加え、地域住民同士で助け合いや見守りができる環境を整えることも重要です。そのために、人材の育成や住民間のネットワークづくり、災害時に支援が必要な人の情報の共有などが課題となっています。

【施策の方向性】

自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、学校、町内の事業者など、地域資源である団体相互の連携強化を図り、高齢者や障がいのある方など地域における生活課題の多い方への対応について関係団体と連携を図ります。

また、災害時の避難について、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者に配慮した避難対策を講じます。

(1) 生活環境・災害時に備えた体制の整備

①避難行動要支援者の把握

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方の情報把握に努めるとともに、自治会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関との情報の共有化を推進します。

②良好な生活環境の確保

高齢者や障がいのある方に配慮し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境を整備するとともに、景観に配慮したまちづくりを目指します。

③災害時の支援体制の構築

ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などで、災害時の避難に支援が必要な方の把握に努め、避難が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めます。